

基本的な考え方

(1) 環境教育を通じた環境の人づくり

⇒ 計画の目指す、持続的発展が可能なやまがた創りのために求められる理想的な人間像

○山形への愛情を持った人

山形の環境を守り、創る原動力は、地域を知り、地域とともに生きようとする、山形を深く愛する心である。

↓  
山形そのもの（＝山形の環境）に深い愛情を注ぎ、その恵みに感謝しながら、それらを次世代に引き継ぐため、守り、活かせるよう責任を持って行動できる人



(2) 環境教育に求められるもの

○求められる要素

- ・実体験を通じた様々な経験をする機会を設けること
- ・地域を教材とし、より実践的に実感をもって学ぶこと
- ・双方向型のコミュニケーションにより、気付きを「引き出す」こと
- ・人間と環境との関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶこと
- ・環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること
- ・生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえること
- ・豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと
- ・いのちの大切さを学ぶこと

○推進すべき手法

- ・具体的な行動を促し、問題解決に向けた成果を目指すという一連の流れの中への位置付け
- ・知識や理解に実感を持たせ、行動に結びつけるため、実践体験を環境教育の中心に位置付け
- ・あらゆる場、あらゆる機会です体系的かつ総合的な環境教育を進めることができる効果的な仕組みを構築

(3) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する施策の基本的な方針

- あらゆる場、あらゆる機会でも誰もが参加できる施策
- 自発的な意思の尊重
- 県民、民間団体、事業者等の参加、協働、連携
- 対等な立場と適切な役割分担
- 場と主体と施策のつながり

施策を推進するうえで考慮

環境教育の推進施策

【1】学校、地域、社会等幅広い場における環境教育

- 学校における環境教育
  - ・山形県環境教育指針の改訂
  - ・各学校のニーズに対応するための施策のマッチング事業の実施
  - ・再生可能エネルギーの導入推進や水資源・森林の保全など新たな施策に対応し学校で取り組みやすい学習プログラムの開発・普及
- 学校の教職員の資質の向上
  - ・県教育センターの研修の充実
  - ・新たな題材に係る学習プログラムの普及や施策学校訪問による学校全体、教職員への取組み支援
  - ・各校の取組みの成果発表、情報交換する機会の充実
- 社会等幅広い場における環境教育の推進
  - ・親子で環境について学ぶ機会の充実
  - ・住民自らが取り組む地域課題の解決、地域の環境資産を活用する活動の支援
  - ・県の各部署の施策を環境教育の教材として積極的に学習機会を提供
  - ・環境やまがた大賞による優良事例の周知
- 人材の育成・活用
  - ・研修、指導者間の情報交換機会の充実
  - ・若い世代の人材育成のため大学生、職場での環境保全活動の活性化を推進
  - ・育成した人材の活動機会の提供、コーディネート
- プログラムの整備
  - ・検討チームを設立し、学習プログラムの作成及び改訂、普及活動を実施
  - ・環境学習支援団体の拡充、連携による多彩な学習プログラムの提供
- 情報の提供
  - ・環境学習についての効果的な周知、情報提供
- 各主体の連携
  - ・環境学習の日の制定等による環境学習を推進する機運の醸成
  - ・県教育委員会と知事部局など県内部の連携強化、一体的な施策の推進
- 環境教育の更なる改善に向けた調査研究
  - ・環境学習拠点における幅広い内容の学習プログラムの開発や他指導者への普及

【2】職場における環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組

- ・企業・団体の活動に対する活動経費の支援や適切な助言、指導等の支援
- ・個々の職員における研修等への積極的な参加の促進
- ・環境保全推進賞による優良事例の周知

【3】拠点機能整備

- ・環境科学研究センターの環境エネルギー学習拠点機能の整備
- ①学習拠点機能整備検討委員会 ②情報発信・相談等機能の整備
- ③学習プログラムの開発・提供

【4】体験の機会の場の認定

- ・改正法で規定されている「体験の機会の場の認定」制度の適切な運用
- ・環境学習支援団体認定制度のリニューアル

【5】各主体間の協働取組の在り方の周知（【1】□各主体の連携に含む）

【6】情報の積極的公表

- ・安全で良好な生活環境の確保に必要な情報を迅速に提供
- ・県民に情報を活用してもらえよう公開ページへのわかりやすい誘導、子ども向けの情報提供
- ・ソーシャルメディアなどを活用した積極的な情報発信

【7】国際的な視点での取組

- ・県内の環境教育分野での国際的取組みの促進のため先進事例を積極的に周知、広報

計画の性格、期間など

- ① 策定の経過
  - 東日本大震災における原子力発電所の事故を受けての国民の価値観や意識の変化などへの対応の必要性
  - H23.6 環境教育等促進法が改正、地方公共団体に環境教育等行動計画策定の努力義務が課されたことに対応し、策定から7年経過した現行方針を見直し
- ② 計画の性格
  - 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に基づく行動計画
  - 第3次山形県環境計画の分野別計画
- ③ 計画の期間
  - 平成25～29年度までの5年間